

和泉市立槇尾中学校

部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすこととする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は、教職員および部活動指導員等で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週2日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。振り替えた場合、週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うこと基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。